新庁舎整備方針(素案)・区議会に報告

~区民サービス・防災拠点として整備は急務~

豊島区は、新庁舎整備の基本的な方針を示すとともに、新庁舎の候補地について資金計画の試算もあわせて検討し「新庁舎整備の検討のまとめ一整備方針(素案)一」として、本日、豊島区議会議員協議会において報告した。今後、区民への説明・パブリックコメントをおこない、6月から7月を目途に「新庁舎整備方針(案)」としてまとめていく。

<現庁舎等の現状と課題>

昭和36年に竣工した本区庁舎は、23区の中でも最も古く、築44年が経過しており、設備面では、既に限界に近づいている。また、分庁舎も築51年が経過し著しく老朽化が進み、区民サービス機能の低下はもちろん、維持管理経費の増大など財政的な課題ともなっている。

新庁舎整備にあたっては、区が所有する土地等を最大限活用し、極力財政負担を生じない資金 計画を具体的に試算していく。

<新庁舎整備の基本的方針>

(1) 区民自治の拠点機能の確立

総合的かつ効率的な行政運営が可能となる庁舎機能とともに、区民参加と区民協働の場など 区民活動の拠点としての役割をもたせる。

(2) 防災拠点機能の強化

発災と同時に活動できる本部機能や災害情報システムを整備し、防災拠点機能の強化を図る。

(3) 区民サービスの向上

本庁機能を集約し、IT 化への整備・窓口総合化・相談機能の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮する。

(4) 自然エネルギーの利用

太陽光や太陽熱利用などの自然エネルギーを最大限活用した経済効率の高い施設を目指す。

(5) 副都心の再生

新庁舎整備にあわせた区有財産の有効活用により、池袋副都心全体が魅力と活力にあふれ、 にぎわいが生まれるよう、訪れる人々の回遊性を高める都市施設の誘導を図る。

<新庁舎の位置>

現時点における新庁舎の候補地として「現庁舎地区」、「旧日出小学校地区」に絞込み、両地区で整備する案について検討を進める。南池袋二丁目の旧日出小学校跡地(南池袋2-45)周辺では、平成18年3月には再開発準備組合が設立されるなど、市街地再開発事業への機運が高まっており、区も旧日出小学校や旧南池袋児童館などの土地を所有し、再開発事業による街づくりを推進する立場にある。

両地区とも、区有財産の有効活用によって庁舎整備の資金を調達する案のため、経済動向や財産状況などに留意していく必要がある。それぞれの案の資産活用方法、条件については、随時検討及び試算を進めていく。なお、位置の決定時期については、旧日出小地区の市街地再開発事業の成立が確実となった段階で、再開発事業の権利変換計画認可の前に区議会の判断を踏まえ最終的に決定する。

*添付資料はメールで再送します。

- ・ 新庁舎整備プランの比較…別紙1
- ・ 日出小地区案の今後のスケジュール(ながれ図)…別紙2

詳細:庁舎建設室

(2) 新庁舎整備プランの比較

① 現庁舎地区整備案

① 現庁舎地	100 AUG	② 旧日出小地区整備家	も区整備案 非仏師第二(在中海院)から570cc 女参野部(東北仏師)から約40cc 紫鬱等川線(東北仏JT目)から約940
アクセス	池袋駅東口(中央通路)から380m	アクセス	m、「護司が谷」から約220m。 m、「護司が谷」から約220m。
位置付け	都市計画マスターブランにおいて「副都心商業業務地」として広域的な商業・業務、文化、情報などの土地利用 を誘導するとともに、オーブンスペースを確保し魅力的な慎並みの形成を目指すこととしている。池袋副都心再生 ブランでは「駅周辺・にぎわいエリア」及び「商業、業務共存エリア」として面的に来外者の回避性を高め、誰もが 安心・安全に集える賑わいを再生することとしている。	位置付け	都市計画道路環状5の1号線の事業化に伴い、副都心に隣接した賑わいのある土地利用を可能とするため、 都市計画マストーブランを「一般住宅地」から「商業業務混在地」に変更し、さらに「街並み再生方針」により、ファ シリー世帯を中心とした居住機能を充実させ、商業・業務・住居が一体となり、副都心と連携した賑わいのある 街並みを誘導していくこととしている。
数量の		職権の	現庁舎地 旧日出地区
χ 		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
	\$400 Jack		CEC 230
事業手法	西側道路拡幅(10m~12m)と総合設計 本庁舎及び公会堂前の西側道路を12mに拡幅し、総合設計制度を活用し2・3省区で庁舎に必要な床面積 30,000㎡と公会堂 3,000㎡を整備する。	事業手法	布動物再開発事業による権利変換と地床の取得 日出小学校路地を含む45番前区と46番前区を一体化し、都市再開発法に基づく組合施行による市街地再開発 事業により庁舎 30,000㎡を整備する。2 街区の民間ビル内に公会堂 3,000㎡を整備する。
南	1 数 区 : 資産活用 (民間ピル) 2 数 区 : 大庁舎野第十公会堂野業 (現公会堂・分庁舎) : 木庁舎斯第 + 公会堂野業 (現公会堂・分庁舎) : 分庁舎斯第 25,600㎡ + 公会堂 3,000㎡) 3 数 区 : 分庁舎斯第 2,600㎡ + 公会堂 3,000㎡)	南	1 衛 区 : 資産活用(民間ビル) (現 庁 舎 地) : 資産活用(公会堂+民間ビル) (13 庁 舎 地) : 資産活用(公会堂+民間ビル) (公会堂・分庁舎) : 資産活用(民間ビル) (現 区 民 を シテー : 資産活用(民間ビル) (現 区 民 を シテー - 中舎事務(庁舎本管 30 000m²)
广舎面積合計	30,000 m (2街区の公会堂面積	广舍面積合計	30,000 m (2街区の公会堂面)
資産活用	現庁舎地:1街区の定期借地による資産活用[50年の定期借地、25年分一括受取り(7.213百万円)、 26年目以降単年度受歌り(286百万円)] 旧日出小:土地売却による転出補償金(4.000百万円)	資産活用	現庁舎地:1・2・3 街区の定期借地による資産活用「50年の定期借地、25年分一括受取り(13,843百万円)」 万円)、26年目以降単年度受取り(553百万円)] 旧日出小:権利変換される床の面積 約12,000㎡
事業収支	公4,792百万円 ※資産活用により26年目以降、288百万円/年の載入がある。	事業収支	2.964百万円 ※資産活用により26年目以降、553百万円/年の載入がある。 ※公会堂賃借料 196百万円/年が必要となる。
	(全 般)・1街区の資産活用以外は区の財政負担が多い。 ・仮庁舎の場所・経費が必要となる。 ・庁舎の仮移転等、住民サービスに影響が出る。 (現庁舎地区)・庁舎が2ト所に分款する。(減り局下の統計) ・局辺地域の活性化のため、民間ビルの用途等が重要になる。	HEED Direct SEA COLD	(全 般)・庁舎の移転(事務所の位置の変更)が必要となる。 (旧日出小地区)・庁舎建設の方針について、平成18年6月までに決定する必要がある。 (現庁舎地区)・周辺地域の活性化のため、民間ビルの用途等が重要になる。
AUUK	・1 街区での資産活用により、庁舎整備費に充当できる。 ・現庁舎地区周辺の活性化が図れる。 ・周辺道路が広がる。	メリット	・再開発事業に参加することにより、低額で庁舎床を取得できる。 ・庁舎の仮移転等、住民サービスへの影響がない。 ・旧日出小地区、現庁舎地区周辺ともに活性化が図れる。

